

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)				担当局	担当
令和8年5月7日	令和8年5月18日	西区においてれいわ3年度の国民健康保険行政において平成30年度の国民健康保険被保険者の確認事務を行い年金事務所に健康保険の被保険者ではないかと照会をかけた件数がわかるもの	不存在				号	西区	窓口サービス課 (保険年金)
令和8年5月7日	令和8年5月18日	西区においてれいわ4年度の国民健康保険行政において平成30年度の国民健康保険被保険者の確認事務を行い、年金事務所に健康保険の被保険者ではないかと、照会をかけた件数がわかるもの	不存在				号	西区	窓口サービス課 (保険年金)
令和8年5月8日	令和8年5月18日	西区においてれいわ元年度の国民健康保険被保険者の確認事務において、健康保険の被保険者ではないのか、年金事務所に照会をした件数がわかるもの	不存在				号	西区	窓口サービス課 (保険年金)
令和8年5月8日	令和8年5月18日	西区においてれいわ2年度の国民健康保険被保険者の確認事務において、健康保険の被保険者ではないのか、年金事務所に照会をした件数がわかるもの	不存在				号	西区	窓口サービス課 (保険年金)
令和8年5月15日	令和8年5月29日	西区の部分公開決定(令和8年4月8日付大西総第10号)で公開された「令和7年7月26日9:38メール「【市民の声(受付)】25-04212」に係る決裁文書」には次の記載があります。 下記のご意見について、別添回答及び市民の声1～4のとおり、これまでに同一申出人から区民アンケートについて「統計学的根拠に基づいて分析すべき」という趣旨内容の市民の声を複数回いただき、回答しています。 「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」4(1)ウ(ア)6のとおり、同一申出人から同一内容の申出が繰り返し寄せられたものは、「市民の声」としては取り扱わず、原則回答しない取扱いとしているため、当件には回答せず、広聴担当内で情報共有のみとします。 ここには「別添の回答及び市民の声1～4」と記載されていますが、公開されたものにはこれらの文書はありませんでした。 ついては、これら「別添の回答」及び「市民の声1～4」を公開してください。 また、「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」4(1)ウ(ア)6には次のように記載されています。 6 市民の声として説明責任を果たしたうえで、なお同一申出人から同一内容の申出が繰り返し寄せられたものここでは、この規定を適用する条件として「市民の声として説明責任を果たしたうえで」と記載されています。 そして、公開された文書には「市民の声を複数回いただき、回答しています」とあります。 8. 5. 15 「市民の声として説明責任を果たした」ことを示す文書を公開してください。	部分公開				1号	西区	総務課 (事業調整)
令和8年5月18日	令和8年5月28日	5月17日に行われた西区の補欠選挙で大阪市の広報板に貼られた啓発ポスター のぼりチラシ等が作成、設置が行われたのかわかるもの	公開				号	西区	西区選挙管理委員会事務局